

## 1. 総論

### (1) 計画の位置付け

本計画は自転車活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府の自転車政策に関する最上位計画として位置付ける

### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、国の計画を勘案し令和12（2030）年度までとする

### (3) 自転車を巡る現状及び課題

多様なモビリティにおける自転車の役割を明確化したうえで、その役割を最大限発揮できるハード・ソフト両面からの環境を創出し、自転車の活用を推進していくことが求められる

#### 利用環境

- ・自転車通行空間の安全性・快適性向上が課題

#### 安全・安心

- ・道路利用者全体の安全意識を醸成することが課題

#### 移動環境

- ・公共交通を地域住民や来訪者が利用できない「交通空白」の解消が課題

#### 健康増進

#### 脱炭素

- ・自然に体を動かせ、身近に運動やスポーツの楽しさを味わえる環境づくりが重要
- ・地球温暖化対策が課題

#### 観光地域づくり

- ・自転車を含めた移動手段の確保・充実が重要



図2 大阪府における自転車関連事故件数の推移（対歩行者）  
【大阪の交通白書 平成26年版～令和6年版（大阪府交通安全協会）】



## 2. ビジョン

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

## 3. 目標及び実施すべき施策

### 目標1：安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現

利用環境

1. 市町村の自転車活用推進計画の策定と着実な実施
2. 安全で快適な自転車空間を計画的な整備を推進 **【拡充】**
3. 自転車通行空間確保のため、違法駐車取締り等の推進
4. まちづくりと連携した自転車通行空間整備の取組を実施



### 目標2：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

安全安心

5. 安全意識を高め、自転車の安全な利用を促進 **【拡充】**
6. 自転車の交通安全教育を推進
7. 通学環境をはじめ、自転車通学の更なる安全確保を図る **【拡充】**
8. 重点地区等での指導・取締りで自転車の安全利用を促進
9. 子ども等が安全に自転車に乗れる環境の創出を促進 **【新規】**
10. 安全・安心の向上のため、災害時の自転車活用の検討
11. 自転車損害賠償保険等への加入を促進 **【新規】**



### 目標3：自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成

移動環境

12. シェアサイクルの普及を促進 **【新規】**
13. 自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進
14. 高い安全性を備えた自転車の普及を促進



### 目標4：自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現

健康増進

15. 健康への理解を高め、自転車を利用した健康づくりを推進 **【拡充】**
16. サイクルスポーツ、自転車競技の普及・振興の推進
17. 自転車の利用促進等により、環境負荷軽減を推進 **【新規】**
18. シェアサイクルの普及を促進（12再掲）
19. 自転車の日常利用として、自転車通勤等を促進（13再掲）



### 目標5：サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化

観光地域

20. サイクルツーリズムの推進に向け、サイクリング環境を創出 **【拡充】**
21. 自転車活用による観光地域づくりを推進 **【拡充】**
22. サイクルイベント等の振興で地域の活性化を推進 **【拡充】**
23. 自転車に関する国際的な大会等の誘致・連携等を推進 **【新規】**



## 4. 施策推進に必要な事項

### (1) 関係者の連携・協力

- ・府自転車活用推進委員会の関係部局が緊密に連携して施策を推進
- ・国、公共交通事業者、府民の相互連携を促進

### (2) 計画のフォローアップと見直し

- ・取組状況のフォローアップを行い、施策の効果に関する評価を実施
- ・社会情勢の変化等も勘案しながら、必要に応じて見直し